

【緊急！】消費者トラブル注意報 第109号 オンラインゲームの課金トラブルにご注意ください！

未成年の子どもがオンラインゲームを利用し、保護者の許可なく課金してしまったという相談が複数寄せられています。

子どもの「課金を防ぐ」「課金に気づく」ために、ペアレンタルコントロールを利用したり、事前にアカウントの設定を確認するようにしましょう。

□相談事例

【事例1】

子どもに自分が昔使っていた古いスマホを与えて遊ばせていたところ、キャリア決済事業者から5万円の請求があり、オンラインゲームに課金していたことがわかった。古いスマホに残っていたキャリア決済情報を使って課金したようだ。

【事例2】

カード会社から届いた利用代金明細書で、身に覚えがない請求があった。確認したところ、オンラインゲームの利用料金で、翌月請求分も約10万円あると言われた。驚いて孫に聞くと、無断でクレジットカードを持ち出して使ったことを認めた。

■消費者へのアドバイス

○インターネットを利用する場合のルールを家族で話し合しましょう。

○子どもに保護者のスマホなどを使わせる場合、次の点に注意しましょう。

- ①保護者のアカウントを利用させるときは、プラットフォームとキャリア決済のアカウントを確認して、決済時にパスワードの入力が必要になっているか確認しましょう。
- ②クレジットカードやキャリア決済のパスワードは責任を持って管理し、勝手に課金することができないよう設定しましょう。
- ③子どもが課金してしまってもすぐに気づくことができるように、保護者が普段使用しているアドレス宛に支払い完了メールが届くようにしておきましょう。
- ④キャリア決済の場合は上限額を設定するのも一法です。

○通信回線や端末に設けられているペアレンタルコントロール等の機能を活用し、必要な範囲で利用に制限をかけることも有効です。

ペアレンタルコントロールについて、熊本県社会教育課の『「親の学び」オンデマンド講座』でも紹介しています。



■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(受付時間：平日 9時～17時)

■すこやか子育て電話相談

096-383-6636

(受付時間：平日 17時～21時

土曜 13時～17時)

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 中山・山本

電話：096-333-2308 内線：35841・35848

「親の学び」講座に関すること

熊本県教育庁市町村教育局 社会教育課 工木・小園

電話：096-333-2697 内線：57954・57953